

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から損害保険、生命保険等の個人代理店を営んでいたが、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、損害保険・生命保険代理店の募集人としての業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅で死亡しているところを発見された。死体検案書には、直接死因「内因性心臓死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁
（略）

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の疾病名及びその発症時期について、C整形外科D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「死体検案により、被災者は、平成〇年〇月〇日に心筋梗塞を原因とし、内因性心臓死となった」旨意見しており、E医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、上記D医師の死体検案及び意見を支持していることから、当審査会としても、上記D医師の意見は妥当なものとみて、被災者は、平成〇年〇月〇日に「心筋梗塞」（以下「本件疾病」という。）を発症したものと判断する。

(2) 虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断基準は、決定書理由記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 異常な出来事への遭遇について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 短期間の過重業務について

被災者の本件疾病発症前おおむね1週間における就労状況については、決定書理由に説示するとおり、被災者が時間外労働をした事実が認められず、労働時間以外の負荷要因も認められないことから、当審査会としても、同期間において被災者が過重な業務に従事したものと判断することができないものである。

(5) 長期間の過重業務について

被災者の本件疾病発症前おおむね6か月間の時間外労働時間についてみると、発症前1か月間の時間外労働時間は5時間28分であり、業務と発症との関連性が強いとされる発症前1か月間に100時間の時間外労働時間があった

ものとは到底認められない。また、発症前2か月ないし6か月間の1か月平均の時間外労働時間数についても、最も長いもので約24時間（発症前3か月）であって、業務と発症との関連性が強いと評価される1か月当たりおおむね80時間には到底満たない。また、労働時間以外の負荷要因についても、決定書理由に説示するとおり、特に過重な身体的、精神的負荷を認めることはできないことから、当審査会としても、同期間において被災者が過重な業務に従事したものと判断できない。

- (6) 上記のとおり、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、被災者の本件疾病の発症は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人は、被災者の死亡の原因が、被災者が開拓していた顧客の取扱い等をめぐる会社との契約関係の交渉により強度の心理的負荷・ストレスがかかったことにある旨主張するが、決定書理由に説示のとおり、被災者は、平成〇年〇月頃には、退職を選択し、移る会社も決定し、後は退職するだけの状況に至っていたことに鑑みれば、上記の交渉が強い心理的負荷を引き起こす原因になったとは認められず、同主張は採用することができない。

- (7) 請求人のその余の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。